

周南市下水道条例の一部を改正する条例制定について

周南市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日 提出

周南市長 藤井律子

周南市下水道条例の一部を改正する条例

周南市下水道条例（平成15年周南市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第3項第1号中「エ」を「オ」に改める。

第5条の3第1項第5号アを次のように改める。

ア 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができ
ない者として規程で定めるもの

第5条の3第1項第5号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号中
ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行し、改正後の周南市下水道条例（以下「改
正条例」という。）の規定は、同日以後の改正条例第5条の2第1項に規定する申請
について適用する。